
平成27年 岐 市 議 会 定 例 会 4 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成27年 4 月 1 日 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

7 番 今西 菊乃
8 番 市山 和幸

日程第 2 審議期間の決定

1 日間 決定

日程第 3 議案第45号 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議
について

保健環境部長 説明、質疑なし、
討論なし、委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第 1 号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番 赤木 貴尚君	2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君	4 番 音嶋 正吾君
5 番 小金丸益明君	6 番 深見 義輝君
7 番 今西 菊乃君	8 番 市山 和幸君
9 番 田原 輝男君	10 番 豊坂 敏文君
11 番 中田 恭一君	12 番 久間 進君
13 番 市山 繁君	14 番 牧永 護君
15 番 鵜瀬 和博君	16 番 町田 正一君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	川原 裕喜君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局書記	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	土谷 勝君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	大久保敏範君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	西原 辰也君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。

会議に入る前に御報告いたします。沓岐新報社より、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、これを許可いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成27年沓岐市議会定例会4月会議を開きます。

議事に入る前に、職員の紹介の申し出がっておりますので、これを許します。中原副市長。

○副市長（中原 康壽君） 皆さん、おはようございます。

今回4月1日付で人事異動に伴いまして、今回から本議会へ出席します職員を御紹介をさせていただきます。

まず、企画振興部長の左野健治でございます。

○企画振興部長（左野 健治君） よろしくお願ひいたします。

○副市長（中原 康壽君） 続きまして、市民部長兼福祉事務所長兼郷ノ浦支所長の堀江敬治でございます。

○市民部長（堀江 敬治君） よろしくお願ひします。

○副市長（中原 康壽君） 続きまして、保健環境部長兼芦辺支所長の土谷勝でございます。

○保健環境部長（土谷 勝君） よろしくお願ひします。

○副市長（中原 康壽君） 次に、農林水産部長兼石田支所長の久保敏範でございます。

○農林水産部長（大久保敏範君） よろしくお願ひします。

○副市長（中原 康壽君） 次に、教育委員会教育次長の山口信幸でございます。

○教育次長（山口 信幸君） よろしくお願ひします。

○副市長（中原 康壽君） 次に、会計管理者兼会計課長の平田恵利子でございます。

○会計管理者（平田恵利子君） よろしくお願ひいたします。

○副市長（中原 康壽君） 以上で、紹介を終わります。

今後とも、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（町田 正一君） 議会事務局の職員も異動がっておりますので、紹介をいたします。川原議会事務局長でございます。

○事務局長（川原 裕喜君） よろしく願いいたします。

○議長（町田 正一君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（町田 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

4月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、今西菊乃議員、8番、市山和幸議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（町田 正一君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

お諮りします。4月会議の審議期間は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、4月会議の審議期間は本日1日と決定いたしました。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年市議会定例会4月会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

本日から、いよいよ平成27年度がスタートいたしました。職員につきましても、新しい配置で臨んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

特に、本日は、政策の最重要課題として取り組んでまいりました壱岐市民病院が長崎県病院企業団長崎県壱岐病院として新たにスタートいたします。本日、この後、午前11時から長崎県病院企業団米倉企業長御来島のもと、開院式が行われます。

これまで、長崎県企業団構成市町そして壱岐医師会、議会、議員各位を初め関係者皆様、市民皆様の多大な御理解を賜り、この日を迎えましたことに、ここに改めて心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。

今後、長崎県病院企業団の構成市町の一員として、市民皆様一人一人が安心できる保健医療体制の確立に向けて、医療機関や福祉施設、関係団体等との連携を深めながら、地域医療体制の構

築に努めてまいり所存でありますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提出いたしております案件は、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議についてでございます。対馬病院の開院に伴うものでございます。詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきますので、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第3. 議案第45号

○議長（町田 正一君） 日程第3、議案第45号長崎県病院企業団規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案の説明は、保健環境部長にさせますので、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 土谷保健環境部長。

〔保健環境部長（土谷 勝君） 登壇〕

○保健環境部長（土谷 勝君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第45号長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について、御説明をいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、長崎県病院企業団規約の一部を別紙のとおり変更することについて、次の県及び関係市町と協議するものでございます。協議する県及び関係市町は、企業団構成団体でございます長崎県、島原市、南島原市、雲仙市、五島市、新上五島町及び対馬市でございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議については、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

次のページをご覧ください。

変更される規約改正案でございます。改正内容でございますが、規約の別表1の対馬いづはら病院と中対馬病院を対馬病院に改めるものでございます。

別冊の資料に基づき、御説明をいたします。

1ページ目に、改正要旨及び理由を記載しておりますが、対馬いづはら病院と中対馬病院を統合し、対馬病院として引き続き企業団で経営するための改正内容を説明したものでございます。

次に、附則の内容を図示したものを記載しております。

対馬いづはら病院は、5月17日から対馬病院となります。統合される中対馬病院については、患者転院の関係上、経過措置として5月24日まで病院機能を残すことといたしております。

2ページから新旧対照表を記載しておりますが、改正箇所につきましては、5ページ目をお願いしたいと思います。5ページ目の下線部となっております。

なお、本日4月1日加入の壱岐市を除きまして、他の構成団体では3月議会に提案され議決されております。今後の手続につきましては、壱岐市の議決を総務大臣の許可を受けまして規約の変更となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔保健環境部長（土谷 勝君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第45号長崎県病院企業団規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。4月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これもちまして、平成27年壱岐市議会定例会4月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。

午前10時10分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 町田 正一

署名議員 今西 菊乃

署名議員 市山 和幸

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員